

熊本県公報

号外 第 27 号
平成 16 年 4 月 12 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 登 載 依 頼**
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 1
 - 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(") 3
 - 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………(") 3
 - 熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………(") 4

登 載 依 頼

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 4 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 20 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。
別表本庁の表知事部局の項中

理事 部長 局長 医監 総括審議員 部次長 危機管理監 総室長 首席審議員 課長 総室次長 審議員 情報企画監 首席農業専門技術員 首席林業専門技術員 室長 センター長 課長補佐

秘書課の知事秘書担当及び副知事秘書担当の主幹又は参事 人事課の主幹（庶務担当の主幹を除く。） 財政課の主幹 管財課の県庁舎管理担当の主幹又は係長 各部筆頭課の庶務担当の主幹又は係長 私学文書課法制室の主幹 人事課の参事（人事、給与、服務又は職員団体の担当の参事に限る。） 財政課の参事 私学文書課法制室の参事 管財課の県庁舎管理担当の参事 人事課の主任主事及び主事（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行う者に限る。）

」を

理事 部長 局長 医監 総括審議員 部次長 局次長 危機管理監 総室長 首席審議員 課長 総室次長 審議員 情報企画監 首席農業専門技術員 首席林業専門技術員 室長 センター長 課長補佐

各部（局）筆頭課の庶務担当の主幹又は係長 秘書課の知事秘書担当及び副知事秘書担当の主幹及び参事 人事課の主幹（庶務担当の主幹を除く。）、参事（人事、給与、服務又は職員団体の担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行う者に限る。） 行政経営課の主幹及び参事 私学文書課法制室の主幹及び参事 財政課の主幹及び参事 管財課の県庁舎管理担当の主幹又は係長

」に改め、同表出納局

の項中「資金管理担当の主幹及び参事」を削り、同表教育委員会事務局の項中

教育長 総括教育審議員 教育次長 首席教育審議員 課長 政策調整審議員 教育審議員 課長補佐

教育政策課の主幹（人事、給与、服務又は職員団体の担当の主幹に限る。）
 総務広報課の主幹（争訟又は法規審査担当の主幹に限る。） 学校人事課
 の人事及び服務担当の主幹 学校人事課給与係長 教育政策課の参事（人
 事、給与、服務又は職員団体の担当の参事に限る。） 総務広報課の参事
 （争訟又は法規審査の担当の参事に限る。） 学校人事課の参事（人事、給
 与又は服務担当の参事に限る。） 教育政策課の主任主事及び主事（人事、
 給与、服務又は職員団体に関する事務を行う者に限る。） 総務広報課の主
 任主事及び主事（争訟に関する事務を行う者に限る。） 学校人事課の主任
 主事及び主事（人事、給与又は服務に関する事務を行う者に限る。）

」を

教育長 総括教育審議員 教育次長 首席教育審議員 課長 政策調整審
 議員 教育審議員 課長補佐
 教育政策課の主幹（人事、給与、服務又は職員団体の担当の主幹に限る。）、
 参事（人事、給与、服務又は職員団体の担当の参事に限る。）並びに主任
 主事及び主事（人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行う者に限
 る。） 総務広報課の主幹（争訟又は法規審査担当の主幹に限る。）、参事
 （争訟又は法規審査の担当の参事に限る。）並びに主任主事及び主事（争
 訟に関する事務を行う者に限る。） 学校人事課の人事及び服務担当の主幹、
 給与係長、参事（人事、給与又は服務担当の参事に限る。）並びに主任主
 事及び主事（人事、給与又は服務に関する事務を行う者に限る。）

」に改め、別表地方出

先機関の表中

こころの医療センター	院長 副院長 部長 医長（本庁課長級に限る。）
保健学院	学院長 副学院長
児童相談所	所長（八代児童相談所の所長に限る。）
保育大学校	校長
清水が丘学園	園長 副園長
肥後学園	園長
こども総合療育センター	所長 事務長 医長 総看護師長
精神保健福祉センター	所長 次長
食肉衛生検査所	所長 次長
消費生活センター	所長 次長
くまもと県民交流館	館長 審議員 副館長

」を

保健学院	学院長 副学院長
こころの医療センター	院長 副院長 部長 医長（本庁課長級に限る。） 総務課長
精神保健福祉センター	所長 次長
こども総合療育センター	所長 事務長 医長（本庁課長級に限る。） 総看護師長
児童相談所	所長（八代児童相談所の所長に限る。）
保育大学校	校長
清水が丘学園	園長 副園長
食肉衛生検査所	所長 次長
くまもと県民交流館	館長 審議員 副館長
消費生活センター	所長 次長

」に改

め、同表労働相談情報センターの項中「所長」を「所長 審議員」に改め、同表中

高等技術訓練校	校長 審議員 副校長（熊本高等技術訓練校の副校長に限る。）
---------	-------------------------------

」を

「

熊本高等技術訓練校	校長 審議員 副校長
-----------	------------

」に改め、同表中

農業大学校	校長（常勤の者に限る。） 副校長 事務長 農学部長 研修部長
家畜保健衛生所	所長
食品加工研究所	所長 次長

「

食品加工研究所	所長 次長
農業大学校	校長（常勤の者に限る。） 副校長 事務長 農学部長 研修部長
家畜保健衛生所	所長

」を

「

食品加工研究所	所長 次長
農業大学校	校長（常勤の者に限る。） 副校長 事務長 農学部長 研修部長
家畜保健衛生所	所長

」に改め、同表釈迦院ダム建設事務所の項を削り、同表県立図書館の項中「館長」を「館長（常勤の者に限る。）」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 4 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 21 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表中大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町の項を削り、同表中「有明町」を「（天草郡）有明町」に改め、同表牛深市の項の次に次のように加える。

上天草市	議会事務局		局長
	市長部局	本庁（会計課を含む。）	部長 課長 審議員 総務課長補佐 財政課長補佐
		窓口センター	センター長
		総括支所	支所長 支所次長
		診療所	所長
		養護老人ホーム	ホーム長
		病院	病院長 副院長 事務長 部長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 部長 課長 審議員 校長 教頭 校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局	局長	
	監査委員事務局	局長	
	農業委員会事務局	局長	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 4 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 22 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局企画振興部本庁の項中

総室長 総室次長	100 分の 16
----------	-----------

を

総室長	100分の20
総室次長	100分の16

 に改め、同表知事の事務部局環境生活部地
 方出先機関の項中

くまもと県民交流館長	100分の20
くまもと県民交流館副館長 消 費生活センター所長	100分の16

 を

くまもと県民交流館長 活センター所長

消費生	100分の16
-----	---------

 に、「消費生活センター次長」を「くまもと県民交流館副館長 消
費生活センター次長」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月12日から施行する。

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月12日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第23号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（平成16年熊本県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）による改正前の教育公務員特例法第20条の5第1項に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣をされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和33年熊本県人事委員会規則第9号）第17条の4第2項の規定の適用については、「属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」とあるのは、「属する月」とする。

附 則

この規則は公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。